

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成28年2月8日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広

調達機関番号 017 所在地番号 47

1 調達内容

(1) 品目分類番号 78

(2) 調達件名及び数量 総合汚水処理設備維持管理業務委託 一式

(3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による

(4) 契約期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

(5) 履行場所 国立療養所沖繩愛楽園内（仕様書等に示す場所）

(6) 入札方法 入札金額については、履行に要する一切の費用を織り込んだ額とすること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。

(7) 入札（現場）説明会 なし

2 競争参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供（建物管理等各種保守管理）」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。

(7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3 契約条項等を示す場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖繩愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖繩愛楽園 補給係長 井手 尚文

0980-52-8331（内線8021）

(2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の場所にて交付する。

また、当園ホームページ <http://www.nhds.go.jp/~airakuen/site> から、

入札に必要な書類をダウンロードしても可とする。

(3) 入札書の受領期限

電子調達システムの場合 平成28年3月11日 12時00分

紙入札の場合 平成28年3月11日 12時00分

(4) 開札の日時及び場所

平成28年3月14日 10時30分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

5 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においてはICカードを不正に使用した入札は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは契約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

以上

【本件担当、連絡先】

住所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担当： 事務部 会計課 補給係長 井手 尚文

TEL： 0980-52-8331

FAX： 0980-52-8967

e-mail: kaikeikk@airakuen.nhds.go.jp

入札説明書

国立療養所沖繩愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩 愛楽園 事務部長 竹内 正広

2 調達内容

- (1) 契約件名及び数量 総合污水处理設備維持管理業務委託一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書による
- (3) 履行期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで
- (4) 履行場所 国立療養所沖繩愛楽園内（作業平面図及び作業仕様による。）
- (5) 入札説明会 なし

※質疑等があれば、平成28年2月19日17:00までに負担行為担当官宛て別紙8により提出すること。当該質疑に対する回答は、平成28年2月26日終日までに入札参加希望確認ができた者に対し行う。

(6) 入札方法

- イ 入札金額については、履行に要する一切の費用を織り込んだ額とすること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を記載した入札書を提出すること。
- ロ 入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

- イ 予決令第70条の規定に該当する者。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- ロ 予決令第71条の規定に該当する者。

(2) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「役務の提供（建物管理等各種保守管理）」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（但し指名停止期間中にある者は除く。）

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

- (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
- (イ) 経営の状況または信頼度が極度に悪化している者。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
- ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 入札参加申込手続き

(1) 申込方法 この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

イ 入札参加申込書

(イ) 確認書（電子調達システムにより入札を行う者）

(ロ) 紙入札方式参加願（別紙7）（紙入札方式により入札を行う者）

□ 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用するアプリケーション	存するファイル形式
1	一太郎	Ver.10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以上のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以上のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とし、自己解凍方式は不可とする。

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合、送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える（1MBを超えるファイル容量）場合は電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5の（2）の担当者に手渡すこと。

直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5の（2）にその旨を連絡すること。

※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加出来ないので注意すること。

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.geps.go.jp>

(2) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 井手 尚文

0980-52-8331（内線8021）

(3) 仕様書の内容等に関する照会先

上記（2）に同じ

(4) 証明書等の受領期限

電子調達システムの場合 平成28年3月11日 12時00分

紙入札の場合 平成28年3月11日 12時00分

(5) 入札書の受領期限

イ 電子調達システムの受領期限

平成28年3月11日 12時00分

□ 紙入札方式による入札書の受領期限

平成28年3月11日 12時00分

(6) 入札書の提出方法

イ 電子調達システムによる場合

(イ) 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

- (D) 当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行うためICカード確認書を提出すること。
なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状を書面にて提出すること。
当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

(H) 入札書の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
c 入札書は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。（電子認証書を取得している者であること。）
d その他必要な事項を記載するものとする。

□ 紙による入札の場合

(I) 入札書の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。
d 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。但し、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。
e その他必要な事項を記載するものとする。

(D) 入札書の提出

- a 入札書は、入札書の受領期限までに原則、直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等宛郵送等することができる。
b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。また、郵送等する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。
c この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(7) 入札の無効

イ 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(ロ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(ハ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）

(ニ) 金額を訂正した入札

(ホ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(ヘ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札

(ト) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(フ) 入札時点において、当本部から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

(リ) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされ

た者のした入札

(7) 5の(6)の口の(0)のcの誓約書を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは宣誓書に反することとなった者のした入札

口 電子調達参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子調達参加者の入札への参加を認めない。

(8) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(9) 開札の日時及び場所

平成28年3月14日 10時30分

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

(10) 開札

イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。但し、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

口 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

ニ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

ホ 電子調達システム参加者の障害により電子調達による入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子調達による入札参加者が参加できない場合には、入札書受信締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行う。

・天災

・広域・地域的停電

・プロパイダ、通信事業者に起因する通信障害

・その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(但し、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

ヘ 電子調達ヘルプデスク又は発注者側の障害が発生した場合は、電子調達ヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子調達による入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、復旧障害の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

ト 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ電子調達による入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。

チ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととする。電子調達による入札者は、再度入札通知書を必ず確認すること。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。

なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合など、開札日時を別途指定し負担行為担当官から連絡を行う。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
- イ 本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有利な入札を行った者を落札者とする。
 - ロ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ハ 契約は、見積もった契約希望総価（消費税を含む）による総価契約とする。
- (4) 契約書の作成
- イ 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。
 - ロ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ハ 上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ニ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払条件 仕様書及び契約書による
- (6) 競争参加資格の確認のための書類の取り扱い
- イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ロ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。
 - ハ 一旦受理した書類は、返却しない。
 - ニ 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 異議の申立 入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (8) その他については、契約書、仕様書、作業基準書等による。

以上。

総合污水处理施設維持管理業務委託仕様書

業務名称 污水处理施設維持管理業務委託
業務場所 国立療養所沖縄愛楽園、別紙「配置図」及び「平面図」のとおり
点検作業実施日 原則として毎週月曜日に実施するものとする

業務概要

- (1) 合併処理(長時間ばっ気方式)他、污水处理装置の機器点検ばっ気槽・沈澱槽等の処理機能管理・水質管理を行い、污水处理の目的を達成する
- (2) 設備概要

建築物の用途	医療施設関係
建築構造	R・C
処理対象人員	1,100人
計画污水流入量	450.0m ³ /日
実使用人員	680人
実流入污水量	290.0m ³ /日
放流水質	20mg/l
種類	現場打ち
処理方法	合併処理・活性汚泥法
放流先	海域
中継ポンプ場	4ヶ所
浄化槽汚泥排出量	140m ³ (平成28年度見込み)
ポンプ場 (油脂類)	14m ³ (平成28年度見込み)

業務仕様

- (1) 業務対象物等
污水处理施設内の機器及び污水
- (2) 業務項目及び方法
別紙「維持管理の作業基準」により行うこと

一般事項

- (1) 業務に必要な工具・試験器具等は受託者の負担とする
- (2) 業務の遂行にあたっては、当該施設及び他の物品等に損害を与えないように注意し、万一損傷した場合は監督 職員の指示に従い、速やかに原状に復することとし、それに要する費用は受託者の負担とする
- (3) 業務にあたっては、経験豊富な優秀な技術員をもって行うこととする
- (4) 技術員は常に容姿を正し、規則を守り、業務に万全を期すこと
- (5) 技術員は身分を明確にするため、身分等証明するため名札を胸に表示すること
- (6) 業務終了後は、業務報告書一部を提出すること
- (7) 本仕様書に定めない事項・不明な点は監督職員と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと

維持管理の作業基準

(目的)

1. この業務は浄化槽に浄化槽管理士を派遣し機械、電気設備等の保守点検、ばっ気槽、沈澱槽等の処理機能点検、水質管理、場内の清掃および消毒薬の補給等の業務を行い浄化槽の目的を達成するものとする

(保守点検の技術上の基準)

2. 請負者は、この浄化槽の保守点検にあたっては『浄化槽法』(昭和58年5月18日法律第43号)、『厚生省関係浄化槽法施行規則』(昭和59年厚生省令第17号)第2条の基準に従い、浄化槽の保守点検業務の遂行を期するものとする

(保守点検の作業基準)

3. 次の作業基準に基づいて巡検をする
 - (1) ばっ気槽、付着ばっ気槽
 1. 散気装置より均等に空気が散気されていること
 2. 正常な水流を起こしていることの確認
 3. 槽内異物の有無確認及びその除去
 4. 泡の発生状況確認(泡発生の場合消泡ポンプ運転のこと)
 5. 消泡ノズルの閉塞状況点検清掃
 6. ばっ気槽混合水の色相、性状、臭気、水温、SV、上澄液透視度の測定、必要に応じてDO、MLSSの測定
 7. 生物相の適時観察
 8. 内壁の汚れを水洗い清掃
 - (2) 沈澱槽
 1. 沈澱槽内水流の乱れ確認
 2. 越流堰より均等に水が流れていることの確認
 3. エアーリフトポンプの音、振動、吐出量の確認
 4. 沈澱槽の溢流水の色相、臭気、水温、pH、透視度の測定
 5. 返送汚泥の色相、臭気、水温、pH、SVの測定
 6. 返送汚泥量の調整
 7. スカムスキーマーが正常に作動していることの確認
 8. スカムの発生状況確認
 9. 沈澱槽内異物の確認
 - (3) 消毒槽、塩素滅菌機室
 1. 塩素注入が行われていることの確認
 2. 塩素注入率が適正であることの確認
 3. 残留塩素の測定
 4. 塩素滅菌機の日詰り清掃
 5. 消毒薬の補給
 - (4) 放流ポンプ槽
 1. ポンプが正常に作動することの確認
 2. ポンプの音、振動、電流値、吐出量の確認
 3. ポンプ槽内の異物の有無確認及びその除去
 4. ポンプ槽内の水洗い清掃
 - (5) 沈澱分離槽
 1. 沈澱分離槽内の汚泥量を確認し、汚泥引抜の要否判定
 2. 年に1回以上必要に応じ、バキューム車にて汚泥引抜処分を行う
 - (6) ブロワー
 1. ブロワーが正常に作動していることの確認
 2. ブロワーの回転方向、音、振動、電流値、圧力の確認
 3. ブロワー、ギヤボックス内のオイル点検、軸受部グリース給油
 4. 空気量の調整
 5. Vベルトの張り具合及び磨耗状況の確認及び交換

(7) 電気制御盤

1. 各制御盤について異常の有無確認
2. 電源電圧、各モーター電流値の測定
3. 盤内各機器の変色、熱、臭気、音、湿度の有無点検
4. 盤内ターミナルの締付部ゆるみ点検
5. 各制御盤の絶縁抵抗値を適時測定

(8) レベルスイッチ

1. 各槽内にあるレベルスイッチの正常作動の確認及び適正水位保持のための調整
2. レベルスイッチの接続ボックス内の点検及び適時絶縁測定
3. レベルスイッチの水洗清掃

(9) その他の一般事項

1. 浄化槽施設内外の清掃を行い清潔に保つこと
2. 金属部分の錆の発生状況を観察し、湿度が高く錆易い個所を油拭きし、その他の部分は乾いたウエスで空拭きとすること
3. 各配管の継手、バルブ類の漏れに注意すること

(記録)

請負者は浄化槽業務実施に当って別に定める様式に記録し、国立療養所沖縄愛楽園会計課施設管理係及び補給係等に報告するものとする

(水質試験)

水質分析は年2回(BOD、COD、SS、pH、大腸菌群数)実施し、その結果を国立療養所沖縄愛楽園 会計課 施設管理係及び補給係等に報告するものとする
又、年1回、各設置箇所の自治体の指定機関による検査を受けるものとし、その結果を沖縄総合事務局に報告するものとする

(補修等)

機械及び電気設備において故障、損耗に関して軽微な修理、調整については運転を中断することがない様に措置し、その結果を関東運輸局等に報告するものとする
また、明らかに保守点検上の原因によって、生じた施設の故障は沖縄総合事務局に報告し請負者の責任において補修するものとする。機械設備の修理、オーバーホール等については事前に国立療養所沖縄愛楽園会計課施設管理係及び補給係等に報告し、対策を協議するものとする

(余剰汚泥の引抜)

余剰汚泥については、年1回以上必要に応じ沖縄総合事務局と協議の上実施するものとする

(緊急時)

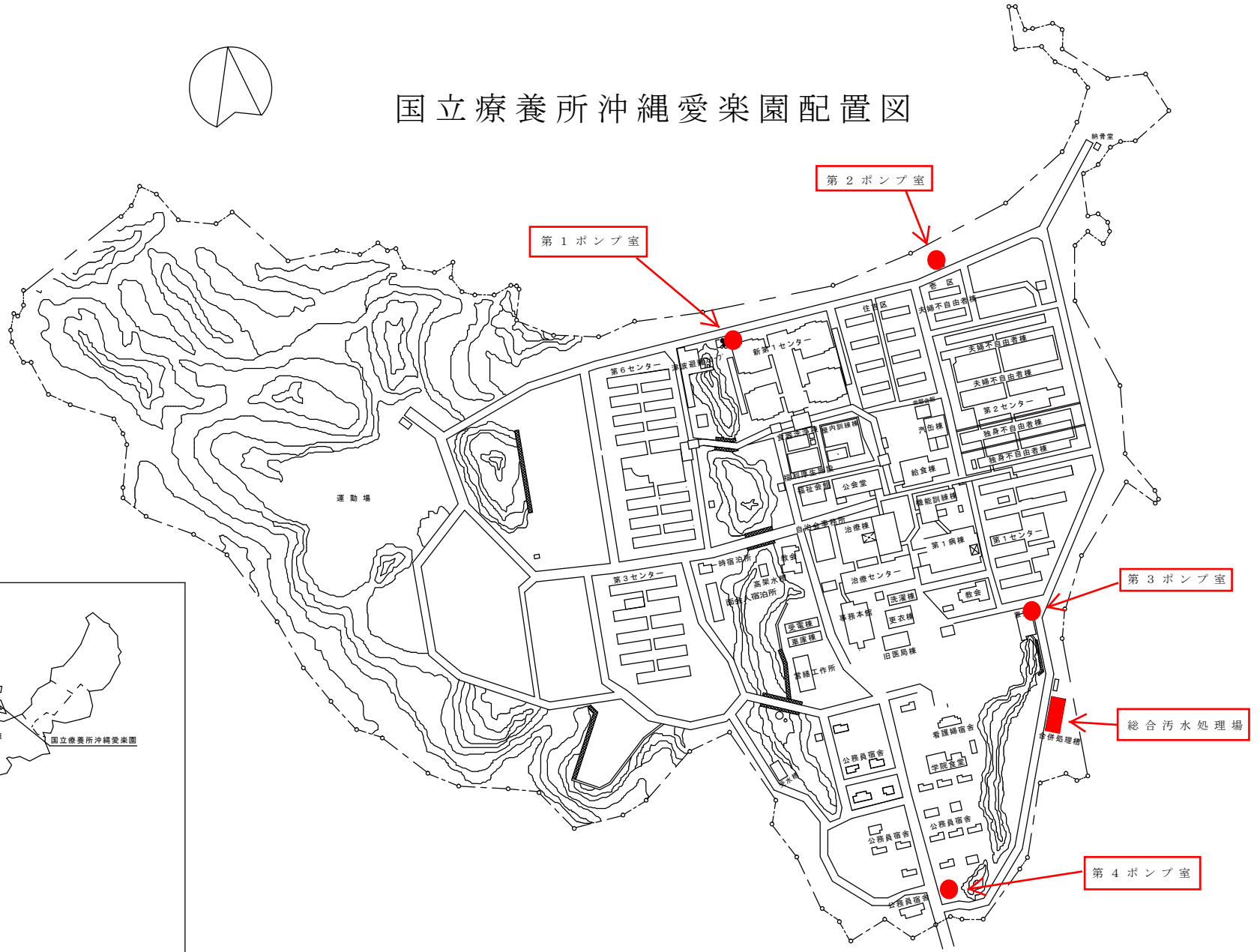
警報装置作動にともなう事態の発生の際は、状況に応じ適時その処理を行い、国立療養所沖縄愛楽園 会計課 施設管理係及び補給係等にその旨を報告するものとする

(その他の事項)

この保守点検業務仕様書に基づくほか浄化槽管理者の係員の指示に従い業務の完遂を期さなければならない
また、この仕様書について疑義を生じた場合は両者にて協議の上解決するものとする

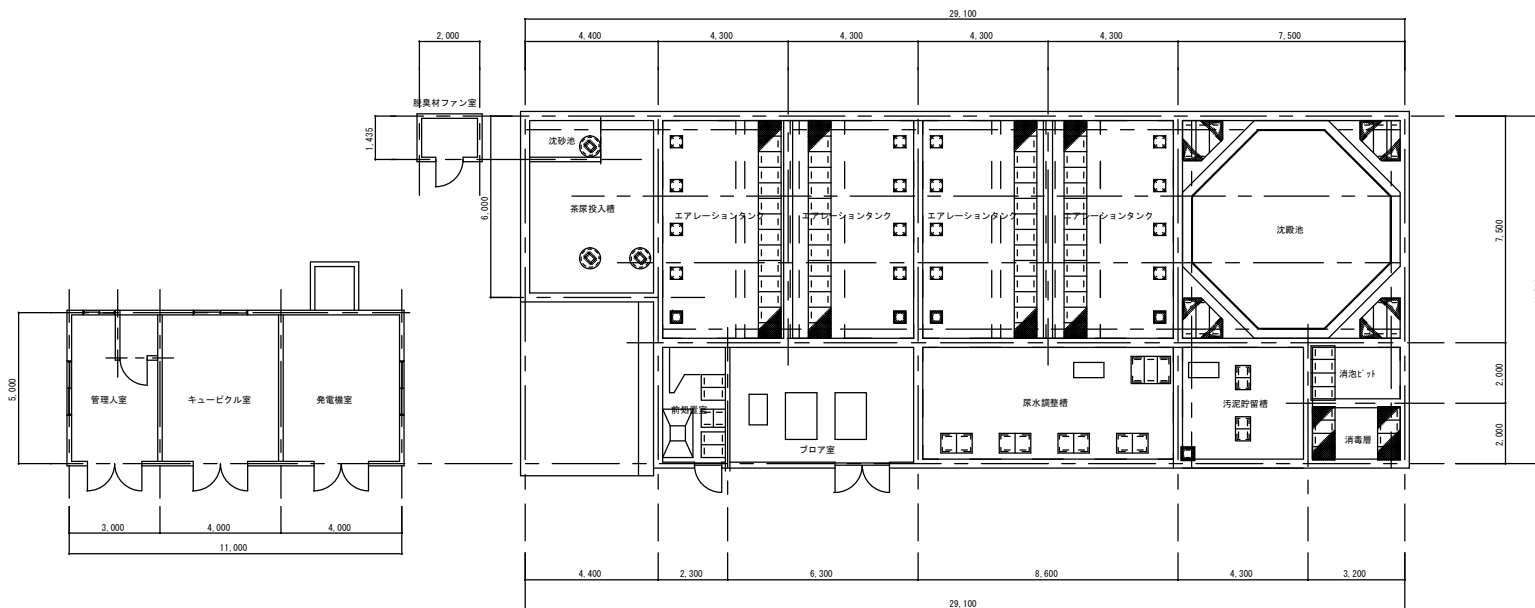


国立療養所沖縄愛楽園配置図



施設名	国立療養所 沖縄愛楽園	図面名	配置図・案内図	縮尺	1:1,500	頁の内	1
工事名				縮尺	1:1,500	平成21年4月	

別紙「平面図」



平面図 S=1/100

建築面積	
①	24.700 × 11.500 = 284.050
②	6.000 × 4.400 = 26.400
③	2.000 × 1.435 = 2.870
④	11.000 × 5.000 = 55.000
合計	368.320
延床面積	
①	24.700 × 11.500 = 284.050
②	6.000 × 4.400 = 26.400
③	2.000 × 1.435 = 2.870
④	11.000 × 5.000 = 55.000
合計	368.320

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園	建物名	総合汚水処理施設(管理棟含む)	構造	RC1F	
口座名	国立療養所沖縄愛楽園庁舎口座	延面積	368.320㎡	建築年月	S54.3	
所在地	沖縄県名護市字済井出1192	建面積	368.320㎡	縮尺	S=1/100	図のNo. 平成 年 月

承認	審査	作成
----	----	----

浄化槽法等に基づく点検管理項目(例示)

「浄化槽工事の技術上の基準(省令)」に関する事項

検査・確認項目		チェック基準	チェック欄	責任・管理元
施工準備関係	設計仕様書等の入手	浄化槽に付帯してある取扱説明者、保証書、維持管理説明書、施工要領書を入手すること		施工業者 (使用者に同意を求める)
	設置場所の選定	維持管理及び清掃ができる(バキュームのホースが届く)場所に浄化槽を設置すること		
		臭気がこもらない場所に設置すること		
		道路、建築物等の荷重が浄化槽にかからない場所に設置又は荷重が直接かからない施工をすること		
	寒冷地では浄化槽の水面が凍結深度以下になるよう設置すること			
施工関係	基礎関係	浄化槽設置に耐えうる地盤に設置すること		施工業者
	浄化槽本体の水平の状況	水平に設置されていること ・水平勾配1/200以下		
	浮上防止処置の有無	湧き水、降雨時期等の清掃時に浄化槽が浮上することのないよう浮上防止を施すこと		
	誤接続の有無 接続の確実化	生活排水のみ浄化槽に接続されている事 ・雨水や工場廃水等浄化槽に流入していないこと		
		配線、配管類は機器、制御版、浄化槽に誤接続なきよう接続されていること		
		空気配管接続部から空気が漏れていないこと		
	流入管渠及び流出管渠の勾配	勾配1/100以上		
		汚物や汚水の堆積が無い事		
	流入管渠、流出管渠及び空気配管の変形、破損	管に露出なき事又露出されている場合は保護が施されていること		
		土かぶり不足による変形、破損なきこと		
	放流先の状況	流出口と放流先水路の落差が適正に保てれ、逆流の恐れが無い事 ・落差が取れない時は放流ポンプ槽を設置する		
	柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び直線部分については配管の内径の120倍を超えない範囲で、柵を設置		
		柵は、トラップを必要とする箇所以外インバート柵を設置		
		蓋は密閉形の事 二重トラップになっていないこと		
流入管及び流出管の水の流れ方	各インバート柵より流した水が、浄化槽を経て流出箇所まで流れるか ・流量調整機能が付帯している浄化槽は注意			
嵩上げの状態	深埋め(嵩上げ)は30cm以内のこと			
	・30cm深埋めでも対応できない場合は放流ポンプ槽を設置するか、ピット工事を実施する ・原水ポンプ槽を設置する場合は流量調整機能を付帯すること			
機器類、制御盤関係	電気設備は安全上、機能上に支障なきこと			
	電源の一次側に漏電遮断器を設置すること			
	制御類の現在時刻が合致していること			
	機器類をタイマで制御する場合、施工要領書等に記載してある時刻に設定すること			
	雨水、台風等でもブロウ等が冠水しない高さに設置すること			
	ブロウ等振動する恐れのある基礎台座は建築物の基礎等と分離されていること			
	D種設置工事を施すこと ・機器類の仕様で設置工事を省略できる場合は除く			
	機器類(特にブロウ)の脚とコンクリート基礎に隙間、ガタツキなきこと(振動防止)			

検査・確認項目	判定基準	チェック欄	責任・管理元	
浄化槽関係	漏水の有無	漏水が生じていないこと	施工業者	
	破損、変形、カタツキの有無	嫌気槽のろ材のもれ及び、好気処理槽のろ材の変形及びもれなきこと		
		空気配管に破損、ガタツキなきこと		
		隔壁に破損なきこと		
	ばっ気の状況	均一のばっ気していること		
		空気配管(特にバルブ、オリフィス部)に異物が入っていないこと		
	バルブの設定状況	移送水量(分量計量装置、循環装置、逆洗装置等)が設置してある場合、施工要領書等に記載してある水量に設定すること		
		・水量目安線等がある場合は目安線にあっているか確認		
		施工要領書等に記載してあるバルブの開閉状態に設定すること ・調整により変更した箇所は除く		
	薬剤筒の固定の状況	薬剤筒はホルダに固定すること		
薬剤筒は傾いていないこと				
消毒剤は袋から取り出されて薬剤筒に充填すること				
シーディング剤の状況	シーディング剤が浄化槽に付帯してある場合は所定の場所に投入すること			
その他	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないこと		
		浄化槽上部にコンクリートスラブが打設されていること		
	使用者への説明	使用者へ取扱説明書、保証書、維持管理説明書を渡すこと		
		使用者に浄化槽の保守点検業者との維持管理契約を実施するよう指導すること 使用者へ法定検査(第7条、第11条)の受験義務を説明すること		

「使用の準則」等に関する事項

検査・確認項目	判定基準	チェック欄	責任・管理元
使用方法	使用に際しての注意事項	ブロワ等機器類の電源は常につけておくこと	使用者
		揚げ物などに使用した油は、流し台に流さないこと	
		一度に多量の水を流さない ・風呂水と洗濯排水は時間をずらして行う等	
		便器、風呂等の掃除用洗剤は中性洗剤等刺激が少ないものを使う	
		洗濯に使用する洗剤は適量とすること	
		トイレでは専用のトイレトペーパーを使うこと	
		台所からでる調理くずや、残飯などの生ゴミは別に収集して処理するものとし、浄化槽へは流さないこと ・生ゴミはディスポーザで粉碎し且つ、浄化槽がディスポーザ排水対応浄化槽として許認可を取得したものであればこの限りではない	
		マンホール蓋のひび割れ等の異常なきこと	
		浄化槽が故障した場合は直ちに維持管理業者へ連絡すること	
管理関係	維持管理	維持管理は省令に基づく回数を実施すること ・維持管理は浄化槽管理士の資格を有する業者に依頼することができる	使用者及び維持管理業者
	清掃	清掃は年1回実施すること	
	法定検査	第7条、第11条検査を実施すること	

保守点検関連事項

検査・確認項目		判定基準	チェック欄	責任・管理元
関連者	関連者の把握	使用者名(管理者)を把握していること		
		・住所、TEL等		
		・保守点検契約を実施していること		
		施工業者名を把握していること		
		清掃業者を把握していること		
浄化槽の基本事項	浄化槽の把握	メーカーを把握していること		
		型式を把握していること		
		処理方式を把握していること		
		浄化性能を把握していること		
		処理対象人員を把握していること		
		実使用人員を把握していること		
		製造番号を把握していること		
保守点検関連	天候等を記載すること			
保守点検資格の確認	浄化槽管理士が業務すること			
浄化槽保守点検事項	漏水の有無	漏水が生じていないこと		維持管理業者
	破損、変形、カタツキの	嫌気槽のろ材のもれ及び、好気処理槽のろ材の変形及びもれなきこと		
		空気配管に破損、ガタツキなきこと		
		隔壁に破損なきこと		
	ばっ気の状況	均一のばっ気していること		
		空気配管(特にバルブ、オリフィス部)に異物が入っていないこと		
	バルブの設定状況	移送水量(分量計量装置、循環装置、逆洗装置等)が設置してある場合、維持管理要領書等に記載してある水量に設定すること		
		・水量目安線等がある場合は目安線にあっているか確認		
		維持管理要領書等に記載してあるバルブの開閉状態に設定すること ・調整により変更した箇所は除く		
	薬剤筒の固定の状況	薬剤筒はホルダに固定すること		
薬剤筒は傾いていないこと				
消毒剤は袋から取り出されて薬剤筒に充填すること				
シーディング剤の状況	シーディング剤が浄化槽に付帯してある場合は所定の場所に投入すること			
水質関連	透視度、残留塩素等測定すること			
その他	浄化槽メーカーの維持管理要領書に基づく管理事項が実施されていること			
管理者への報告・啓発事項	保守点検結果報告	保守点検リストに基づく説明(使用者説明チェック欄が必要)		
	※)管理方法の啓発	※)使用方法の啓発「使用の準則」等を管理者へ啓発すること		
		浄化槽の維持管理契約締結を指導		
		・維持管理は省令に基づく回数を実施すること		
		・維持管理は浄化槽管理士の資格を有する業者に依頼することができる		
清掃は年1回実施すること				
法定検査の受験義務を説明				
・設置後3～8ヶ月内に実施する第7条検査				
・毎年実施する第11条検査				

※)必ず1度は実施する。

(別紙1)

入札書(第 回目)

品名 総合污水处理設備維持管理業務委託 一式

入札金額 金 円/年

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙1) の記入例 <全省庁統一資格者証に記載のある代表者が直接入札する場合>

入札書 (第○○○回目)

品 名 総合污水处理設備維持管理業務委託 一式

入札金額 金 ○○○○○○○○○○○ 円/年

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成○○年○○月○○日

入札書の提出日

(住所) ○○○○

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○

代表者の押印

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙2)

入札書 (第 回目)

品 名 総合污水处理設備維持管理業務委託 一式

入札金額 金 円/年

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙2)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札する場合>

入札書(第〇〇〇回目)

品名 総合污水处理設備維持管理業務委託 一式

入札金額 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円/年

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

入札書の提出日

(住所) 〇〇〇〇

(氏名) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

代理人 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

印は不要

印

支店長・支所長の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 別紙4の代理人委任状を提出。

(別紙2)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた社員等の個人が入札する場合>

入札書(第〇〇〇回目)

品名 総合污水处理設備維持管理業務委託 一式

入札金額 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円/年

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 入札書の提出日

(住所) 〇〇〇〇

(氏名) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

代理人 △△ △△

印は不要

印

代理人の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 別紙4の代理人委任状を提出。

(別紙3)

入札書(第 回目)

品名 総合污水处理設備維持管理業務委託 一式

入札金額 金 _____ 円/年

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙3)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を受けた社員等の個人が入札する場合>

入札書(第〇〇〇回目)

品名 総合汚水処理設備維持管理業務委託 一式

入札金額 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円/年

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

入札書の提出日

本社代表者から委任を受けた分任代表者

(住所) 〇〇〇〇

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

復代理人 △△ △△

印

印は不要

復代理人の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 別紙4の代理人委任状及び別紙5の復代理人委任状を提出。

(別紙4)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印



(別紙4)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札・契約締結を行う場合>

委 任 状

入札書の提出日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長

代表者の押印

〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

印は下記受任者使用印
の四角枠内に

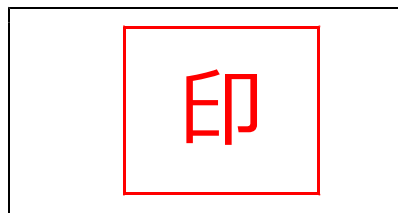
委任事項

1. 入札及び契約の締結に関する事
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
4. 契約代金の請求及び受領に関する事
5. 復代理人の選任に関する事
6. その他上記に付随する一切の事

入札書の提出日から契約終了日まで

委任期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印



※ 復代理人をたてる場合にも必要。

(別紙5)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

(別紙5) の記入例 <全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札・見積のみを行う場合>

委 任 状

入札書の提出日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長

代表者の押印

〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

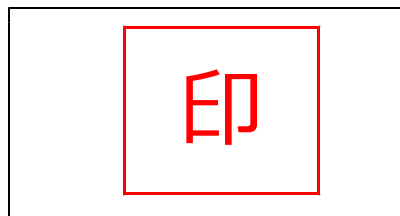
印は下記受任者使用印
の四角枠内に

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

入札書の提出日から開札日まで

委任期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印



※ 契約締結を本社が行う場合の委任であるので注意。

(別紙6)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（復代理人）

住所

氏名

委任事項 1. 入札及び見積に関する事

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

(別紙6)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を受けた社員等の個人が入札・見積する場合>

委 任 状

入札書の提出日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

委任者 (競争参加者)

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

本社代表者から委任を受けた分任代表者の印

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者 (復代理人)

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

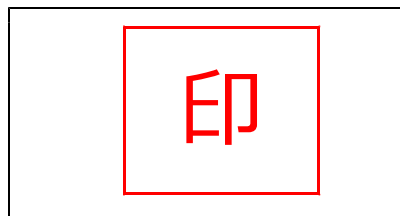
印は下記受任者使用印の四角枠内に

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

入札書の提出日から開札日まで

委任期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

受任者 (代理人) 使用印



(別紙7)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札件名

総合汚水処理設備維持管理業務委託 一式

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(別紙8)

平成 年 月 日

質 問 書

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

入札件名「総合污水处理設備維持管理業務委託 一式」について、下記のとおり質問します。

記

質 問 事 項	
質 問 欄	回 答 欄

誓 約 書

- 私
当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所) _____

(名 称) _____

(代表者) _____ 印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 殿

業務請負契約書

- 1 業務名 総合污水处理設備維持管理業務委託 一式
- 2 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園内 総合污水处理設備
- 3 契約期間 平成28年 4月 1日から平成29年3月31日までとする。
- 4 契約金額 総額 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
月額 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た金額である。
- 5 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。) は、上記の業務請負について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、本契約に基づき、別紙業務仕様書に従い、本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、本契約の履行にあたって常に善良な管理者の注意をもって維持、保持並びに運営をなす責を負い、かつ、関係する法令のすべての規定を遵守しなければならない。

(機械器具の管理及び消耗資材の負担)

- 第2条 この契約の履行にあたり必要とされる機械・器具・機材及び消耗資材は、乙の負担とする。
- 2 甲は乙に対し、乙がこの契約を履行するために必要とする電気・ガス・水道等を無償で提供するものとする。

(現場責任者の配置)

- 第3条 乙は、この契約の履行にあたり、必要に応じて現場責任者及び現場責任者補助者を選任して次の任にあたらせるものとする。
- ① 乙の従業員の指揮監督
 - ② 本契約の履行に関し、甲との業務連絡調整
 - ③ 契約に基づく履行状況の確認
- 2 甲が乙に対し、この契約の履行に関する発注者としての指示等を行う場合には、乙が選任した現場責任者又は補助者に対して行うものとし、清掃業務に従事する乙の従業員に対して直接これを行ってはならないものとする。

(業務員の勤務要件)

- 第4条 乙は、委託業務を実施する職員 (以下「業務員」という。) の服務、福利厚生及び保健衛生の維持等に関し一切の責を負うとともに、甲が不相当と認めた業務員については、使用してはならないものとする。
- 2 乙は、業務員が業務に従事するときは、名札を着用させ、乙の業務員であることを明確にすること。

(個人情報に関する秘密保持等の義務)

- 第5条 乙及び乙の従業員は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報または処理を行うに当たり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(業務従事者の個人情報の保護に関する措置)

- 第6条 乙は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理に当たり

適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の複製等の制限)

第7条 乙及び乙の従業員は、甲と合意した目的・方法等によらないで、甲から提供された個人情報を利用もしくは加工し、複製もしくは送信し、または当該個人情報が記録された媒体を送付もしくは持ち出してはならない。

(個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応)

第8条 乙及び乙の従業員は、甲から提供された個人情報が漏洩し、または漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去)

第9条 乙及び乙の従業員は、この契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報消去しなければならない。

(秘密保持規定の効力)

第10条 第5条(個人情報に関する秘密保持の義務)の規定は、契約期間の経過または契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する。

(個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置)

第11条 乙及び乙の従業員が第4条から前条までの規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

(個人情報保護に関する規定に違反した場合における損害賠償)

第12条 乙が第4条から前条までの規定に違反した場合には、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

(売掛債権担保融資保証に係る譲渡禁止特約の解除)

第13条 乙(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定める中小業者)は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項但し書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し民法(明治29年法律第89号)第467条及び債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成4年法律第77号)に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を認めるものとする。

- ① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- ② 丙は、譲渡対象債権を第1項但し書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- ③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙との間において解決されなければならないこと。

3 第1項但し書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

4 乙は、前項の但し書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

(遅滞料)

第14条 甲は、乙の責に帰す事由により本契約に定める期日までに履行できないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年

5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(履行の延期)

- 第15条 乙は、その責に帰すべき以外の天災地変その他の事由により履行遅滞が生じたときは、その事実の発生後、速やかにその状況を詳細に記載した書面により、甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに調査を行い、その状況を確認し、結果を乙に書面をもって通知するものとする。
- 3 甲は、前項により状況が確認され、その事由が正当と認められるときは、第14条に定める遅滞料を免除して、履行の延期を認めることができる。

(検査)

- 第16条 乙は、実施した作業の内容その他の必要事項を別に定める日誌に記録し、その都度甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、ただちに乙の立会いのもとに検査を行うものとする。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認したときは、乙に通知するものとする。
- 4 乙は、第2項の検査に合格しないときは、甲が指定する期限までに再点検の業務を行い、再度甲の検査を受けなければならない。

(契約代金の支払の時期及び方法)

- 第17条 乙は当該月の業務の検査終了後、第3条第1項の規定により当該月分の支払請求書を作成し、甲に請求するものとする。
- 2 甲は前項の適法な支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「支払期日」という。）以内に契約代金を支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息の額)

- 第18条 甲は前条第2項の期限内に支払いをしないときは、支払期日の翌日から起算し、支払いする日までの日数に応じ、その支払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和二十四年十二月大蔵省公示第九百九十一号）で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

(契約内容の変更)

- 第19条 契約期間中において、天災地変その他の不測の事態に基づく経済情勢の激変、患者数の大幅な増減等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容及び業務仕様書を変更することができる。

(危険負担)

- 第20条 本契約の履行に関して発生した損害については、乙が負担するものとする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(瑕疵担保)

- 第21条 乙は、第16条に定める検査後であっても履行内容に瑕疵があったときは、乙はその責任を負うものとし、甲の指示に従わなければならない。

(甲の解除権)

- 第22条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 乙が納期までにこの契約を履行する見込みがないとき。
 - 二 乙が第13条の規定に違反したとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 四 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - 五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜら

れたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項の規定に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

(乙の解除権)

第23条 乙は甲が契約に違反したことにより、履行が不可能となったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

(賠償金)

第24条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第1条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第12条第4号の刑が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は、第50条の第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分の一部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。
（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- 四 公正取引委員会が乙に刻して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。

- 2 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。
- 3 甲は第12条第1項一、二、三の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 4 乙は第13条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。
- 5 前4項によるほか、別に法令（製造物責任法等）の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 乙は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙または乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第26条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第28条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第29条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が委員次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下に同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第30条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を確認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第31条 甲は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 乙は、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

- 第33条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。但し、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第34条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項但し書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第35条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。但し、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(紛争の解決)

- 第36条 本契約及び業務仕様書について甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、必要に応じて第三者の意見を聞き、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(補則)

- 第37条 本契約及び業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

上記の契約を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保持する。

平成28年 4月 1日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 印

乙

印

様式 1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広 殿

名称

代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第 3 5 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙 1

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	沖縄県〇〇市…	円	
B			